

競争入札により建物を新築しようとする場合の協議書に記載する建物価格について

〔昭和30年4月21日〕
蔵管第1321号

大蔵省管財局長から各財務局長宛

標記について別紙のとおり各省各庁官房会計課長あて通達したから了承されたい。

別紙

競争入札により建物を新築しようとする場合の協議書に記載する建物価格について

〔昭和30年4月21日〕
蔵管第1321号

大蔵省管財局長から各省各庁官房会計課長宛

標記については、昭和29年10月25日付蔵管第3315号通達「土地又は建物を取得しようとするときの協議書に記載を要する事項及び添附を要する書類について」の別紙(1)の3の(7)に予算額を記載することとし、予定価格の秘密を保持することとしたのであるが、予算額を記載することによつても入札に支障をきたすおそれのある場合には、建物価格欄は空欄として協議書を作成してもさしつかえないから、この旨貴管下出先機関に周知徹底方お取り計らい願いたい。